

# 京都府海岸漂着物対策推進地域計画の概要について

## 1 計画策定の趣旨

近年、国内・国外からの大量の海岸漂着物等によって、海岸環境の悪化や海岸機能の低下、漁業への影響等が引き起こされており、こうした状況に対応するため「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(海岸漂着物処理推進法)が制定(平成21年7月)されるとともに、国の基本方針が策定(平成22年3月)されたことから、それらに基づき、京都府域における海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため本計画を策定する。

## 2 京都府の海岸の特性並びに海岸漂着物等の状況及び課題

### (1) 京都府の海岸の特性

府内の海岸は総延長316キロメートルで、砂浜、れき浜、岩石海岸など変化に富んだ地形から成っている。また、数多くの縄文遺跡、弥生遺跡が分布するとともに、日本三景の一つに数えられる天橋立などの美しい景観を擁し、国立・国定公園や世界ジオパークの一角を構成している。

分類	海岸管理者	海岸線延長(m)	海岸保全区域 <sup>1</sup>	
			延長(m)	指定海岸数 <sup>2</sup>
港湾海岸	府	132,901	69,231	33
一般海岸	府	99,109	16,416	11
	市	1,757	0	0
漁港海岸	府	7,963	1,400	1
	市町	73,482	18,815	14
農地保全海岸	市	1,274	1,274	7
合計		316,486	107,136	66

1 「海岸保全区域」とは、海岸法(昭和31年法律第101号)第3条の規定により、海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため海岸保全施設の設置その他管理を行う必要があるとして指定された区域をいう。

2 「指定海岸」とは、海岸保全区域の指定を受けた海岸をいう。

## (2) 海岸漂着物等の漂着状況

府内の海岸には、各所に流木、ポリタンク、ブイ、発泡スチロール片などが漂着している。兵庫県境から経ヶ岬までの間は、海外由来の漂着物が占める割合が大きい一方、宮津湾及び舞鶴湾では、国内由来の漂着物が占める割合が大きい。

季節毎の漂着物をみると、秋～冬季には、韓国・中国等の河川や海岸から日本海に流入したごみが北西の季節風によって海岸に吹き寄せられ、春～夏は、日本の近傍河川や海岸から日本海に流入したごみが漂着していると推測される。

## (3) 海岸漂着物等の処理状況及び地域での取組

海岸漂着物等の処理は海岸管理者等により実施されているが、併せて、日頃の海岸の美化や清掃については、「天橋立を守る会」や「琴引浜の鳴り砂を守る会」のように、地域住民や団体により担われている事例が多く見られる。

## (4) 対策の推進に向けての課題

海岸管理者等、府、市町、府民、地域団体等の役割を明らかにした上で、海岸の特性に応じて、海岸漂着物対策を持続的に実施できる体制を確立することが必要

海岸漂着物対策を事後的対策と捉えるのではなく、ごみの発生抑制をも含めた総合的な取組としていくため、沿岸部だけでなく内陸部の住民に対しても情報提供や啓発を推進することが必要

国外や府外由来の漂着物による影響が認められることから、国際的な協力や他府県との連携による対策を推進することが必要

## 3 海岸漂着物対策の基本的な方針

(1) 海岸漂着物等の適正処理を円滑に行うため、海岸管理者等が、その管理する海岸において必要な措置を講じることを基本としつつ、府、市町、地域団体等が協力して対策を実施できる体制を確立する。

(2) 国内由来の海岸漂着物等の発生を抑制するため、沿岸部だけでなく内陸部においても、府、市町村、地域団体等が、それぞれの役割分担に応じて、ごみの発生抑制や不法投棄の防止のための対策を推進する。

(3) 海岸漂着物対策を府民ぐるみで推進するため、海岸保全の大切さや海岸漂着物対策の必要性等について府民への情報発信や啓発を推進する。

- (4) 府外や国外からの海岸漂着物等の発生抑制を図るため、近隣他県との連携を推進するとともに、国に対して国際的な対応を要請する。

#### 4 海岸漂着物対策の推進

(1) 相互協力のための体制の整備

- ・ 海岸管理者、府、市町、地域団体等による「京都府海岸漂着物対策推進協議会」の設置...など

(2) 海岸漂着物等の円滑な処理の推進

- ・ 海岸管理者等を中心に府、市町、地域団体等との連携による適正処理、地域団体による自主的な清掃活動等の推進...など

(3) 海岸漂着物等の発生抑制対策の推進

- ・ 海岸利用者に対する適正な海岸利用についての働きかけ、海岸及び河川流域における不法投棄の防止対策の推進...など

(4) 普及啓発及び環境教育の推進

- ・ 海岸の価値や海岸保全の重要性、地元の方々の取組紹介などに関する環境教育
- ・ 環境学習の促進...など

(5) 国への要請等

- ・ 国外・府外からの海岸漂着物に対する近隣他県との連携強化及び国への要請、財源確保の働きかけ...など

#### 5 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域

海岸の利用状況や景観形成上の観点から、重点区域（49海岸。別表のとおり）を設定し、海岸漂着物対策を重点的に推進。

#### 6 その他海岸漂着物対策に関し必要な事項

(1) 災害時に発生した大量の海岸漂着物等に対する的確な対応

(2) 海岸管理者等、府、市町村、地域住民の間での情報共有や府民への幅広い情報提供

(3) 「京都府海岸漂着物対策推進協議会」による対策の進行管理

(4) 国への要請及び近隣他県との連携

別表 重点区域

市町名	海岸名
京丹後市	蒲井海岸、蒲井東海岸、琴引浜、砂方漁港海岸、間人漁港海岸、竹野海岸、袖志海岸 (市管理)
	浅茂川海岸、中浜海岸 (市・府管理)
	湊宮葛野海岸、浦明神崎海岸、久美浜海岸、大明神河内海岸、大向海岸、箱石湊宮葛野海岸、浜詰海岸、小浜海岸、上向海岸、下向海岸、後ヶ浜海岸、立岩海岸、此代海岸、上野平海岸、久僧海岸、尾和海岸、岩田海岸 (府管理)
伊根町	蒲入海岸、本庄漁港海岸、浦嶋海岸、泊海岸、伊根漁港海岸 (町管理)
宮津市	大島海岸、岩ヶ鼻海岸、里波見海岸、栗田田井海岸、島陰海岸(農地保全海岸)、島陰海岸(漁港海岸)、栗田海岸 (市管理)
	江尻海岸、天橋立海岸、大垣海岸、溝尻海岸、文殊海岸、由良海岸 (府管理)
与謝野町	岩滝海岸 (府管理)
舞鶴市	神崎海岸 (府管理)
	瀬崎漁港海岸、竜宮浜漁港海岸、野原漁港海岸 (市管理)
合計	49海岸

## 京都府海岸漂着物対策推進地域計画の検討の経過

地域計画策定協議会の開催

第1回 平成22年9月15日

第2回 平成22年11月25日

第3回 平成23年3月11日

地域計画策定協議会構成メンバー

天橋立を守る会

琴引浜の鳴り砂を守る会

舞鶴市

宮津市

京丹後市

伊根町

与謝野町

近畿地方整備局 福知山河川国道事務所

舞鶴港湾事務所

京都府文化環境部 循環型社会推進課

建設交通部 河川課

港湾課

港湾事務所

農林水産部 水産課

水産事務所

中丹広域振興局 中丹東保健所

中丹東土木事務所

丹後広域振興局 丹後保健所

丹後土木事務所